

Ayz-407

日本労働総同盟史

一九二五—一九四〇

社会学研究科博士課程

塩田 咲子



5500711

Large empty grid area on the right side of the page, consisting of multiple columns and rows of small squares, likely for notes or a table.



第二章	昭和恐慌下の統同盟	
第一節	労働組合法案をめぐって	89頁
第二節	団体協約の実態	139頁
註		165頁
第三章	満州事変下の統同盟	
第一節	産業協力運動	189頁
第二節	関東電球硝子産業労働組合 の産業協力運動	239頁
註		271頁

第四章	日中戦争下の統同盟	
第一節	銃後産業協力運動	289頁
第二節	産業報国運動と統同盟	323頁
註		379頁
おわりに		395頁
参考文献		405頁



他方、イギリス、フランス、アメリカでは  
 戦時下、労働組合が国家統合に不可欠の存在  
 として権力を分与され、国策に關与した。  
 つまり、ニウした対統一的な労資関係に規定  
 されて、オニ次大戦下、前者はニウ型国  
 家として、後者はイウは反ニウ型国家と  
 して登場したのである。  
 二の差異は労働者階級の力量、労働運動の  
 質に歸せられる。  
 所以、同じくニウ型国家といえども、

日本がドイツ、イタリアと異なり、ニウ  
 が国内の労働運動への反革命として抬頭しな  
 った点、その戦時労働組織の内実において  
 相違した点もまた、労働者階級の力量如何に  
 規定されたのであって、ニウがニウのメ  
 ルクマールではない。  
 ではなぜ日本の労働者がかくも漸進的に  
ニウの支配に屈してしまったのか、何がニウ  
 労働者としてニウの道を強制せしめたのか。  
 これを説明するニとが私の研究課題である。

二の課題には従来、次の如き説明がされて  
 いる。まず、労資関係研究によれば、日本の  
 労資関係の基調は工場委員会↓産報会↓  
 企業別組合へと連続した、したがって産報会  
 への漸進的移行はオ一次大戦後に概ね決定し  
 たとする。即ち二〇年代工場委員会体制の成  
 立が大経営から労働組合を排除し、中小工場  
 を基盤とする労働運動は弾圧と権威下に介立  
 し、ニハを遂に動搖させ得なかつたという説  
 明である。

果たしてこの程度工場委員会体制は強固であ  
 ったのだろうか。全労働者の85%は中小零細工  
 場に集中していた。三〇年代、政府が地方長  
 官、警察当局をして監視せしめたのは彼等の  
 動向であった。産業報国会の主たるねらいも  
 またこのように中小、未組織工場、労働者を直接  
 国家権力下に支配することであった。  
 また昭和恐慌下、労働組合法案に対し大工  
 場主たちは全国産業団体連合会に結集し、こ  
 れまでになく政府と対立した。その理由を大

工場には自前の労賃協議機関を以て充てたことあり、労働組合法を必要としなかったことである。否、否であるか。否である。

一方、日本布シブの研究の側はこれと、労働運動の情勢認識の妥当性、戦略、戦術の適否、そして反共システム統一戦線不成立から説明する。

ニうーた方法は戦後労働運動史研究が評価の基準として労働組合の政治的役割を基準として出発した点と、また丸山理論、志賀・神

山論争、昭和史論争を経て、日本布システムの研究がその対象、視点を深め、実証と教示化させながら、依然として労働運動はシステム進展下、果敢に闘ったが敗北したという脈絡の中に位置づけられていることにある。

そのため労働運動史は情勢分析に優れ、これを左翼組合を軸として、現在到達した戦略、戦術論から価値判断さへしてしまう。ニうーた価値判断の歴史から脱出しなければならぬ。つまり、思想、目標を異にした左右の労働運

動かいかなる経緯を辿ったか、各々の座標軸  
 を基準として<sup>再</sup>検討する必要があると考へる。  
 第一次大戦<sup>を</sup>前後して主要な資本主義国は  
 団体交渉制と労資協議制といふ新しい労資関係  
 のシステムを創出する。戦後不況、世界恐慌  
 の危機に際し、イギリス、フランス、アメリカ  
 リカ等が二の労資関係のシステムを再編補強  
 する形で<sup>労資協調組合を</sup>国家統合の協力者と  
 したのに反し、ドイツ、イタリア、日本では  
 これを解体し、労働者を国家権力の直接的支配

配下に置く方向でしか戦時体制を構築すべき  
 だった。問題は二の新しい、いわば現代に連  
 続する近代的労資関係の定着後、労資協調組  
 合の崩および力量にあつたといえよう。  
 予システム体制はこの労資協調組合の解体を  
 もつて完了する。では日本において、こ  
 た過程はいかなる諸相を辿つたであらうか。  
 二に<sup>本稿で</sup>日本労働総同盟を研究対象とする理由  
 があり、以上の視点、問題関心から検討を進  
 めてゆきたいと考へる。





運動方針を否定する方向を打ち出した。大会  
 の論議となったのはこの大会宣言の主旨であ  
 った。つまり、戦後恐慌、関東大震災の中で  
 社会の反動化に有効に対処できず敗退した労  
 働運動を、いかに再建強化してゆくか——従  
 来否定してきた普通選挙、国際労働機関を利  
 用する点では一致したものの、その「根本精  
 神」が問題となつたのである。

「吾等は底力のある堅実な組織を作りあげ  
 ることに意を用ゐるおして性急に理想の實現を

圖らんとした。為めに吾等の運動方針と戦術  
 とは潔癖と生硬に禍された事實の多かつたこ  
 とを認めざるを得ない。其の運動過程に於  
 て己むを得ざる過失を犯したことを亦認めざ  
 るを得ない。言ふまでもなく吾等の実勢力  
 は極めて微弱である。自覺せる戦闘的分子は  
 割合に少数であつて、依然として労働大衆は  
 無自覺の境域を彷徨して居る。

これは赤松、西尾の起草した第一草案には  
 明記され、大会に提出された中央委員会草案

(オニ草案)では削除されていゝる部分である。すなわち過去の左派の方針の否定、労働大衆の意自覚という現実が重視される。この点は中央委員會草案では「而して諸國の労働階級は其難境に善處して、着々其地歩を占めつゝある。例へば英國の労働階級は政權を掌握し、労働露國は益々其の基礎を固めつゝある」といふ文脈に折り込まれる。つまりロシア型と英國型が並列される形で西尾の意図が表現されたに過ぎない。大会において予想される

左派の批判、攻撃をかわす配慮の働いたといえよう。しかし實際は左派の攻勢は西尾の幹部の予想を超えるものであった。以下両派の応酬からその相異を明確にしよう。

鍋山君(大阪電気) 我々は如何なる政策をとるも根本精神に變化なしといふことにつきはつきりしない。根本精神が同じでも手段によつてはまるつきり違つたものになりはせぬか。根本精神につきはつきりいつてくれ

西尾 総同盟は其れについてティレニマに  
 陥つてゐる。大呼して説明する様になるのは  
 充分實力が出来てからだ。現在の如く眠つて  
 居る周囲を次第に組織せぬはなぬニとを考  
 へた時にそんなニとを今更きのかゝる必要  
 はない。これをきめてかゝらねば議事が進行  
 出来ぬ程形勢が逼迫して居ない。英國ロシア  
 の如く天下を掌握する為には如何なる手段を要  
 するかは断言する事が出来ない。是れかゝる屢  
 々難局に處する中にはつきりして來ると思ふ

お互に信じ合ふて進んで貰ひたい。  
 錫山君 西尾君はティレニマに陥つて居る  
 と言はれたが、過去の歴史をよく見る中には  
 どうしておいか終局の目的がよくわかる筈だ  
 と思ふ。  
 西尾 加日本の理実(根強)封建性(西尾)  
 に可能な方法を模索し、英國をはじめドイツ  
 フランスの例にも関心を示していたのに対し  
 錫山はロシア型しかないニとを強要する。さ  
 らに、今吉(神戸連合会)が左派の立場から

現実政策（普選の利用・国際労働機関への参  
 加）への方向転換を説明し大会宣言を批判す  
 るのみでなく、幹部への不信も表明する。  
 即ち本部の宣言は総同盟が政党組織の下心  
 と、労働代表を我総同盟より出さんとする下  
 心があったて作られたものやうに見える。し  
 かるに吾々の眼目とする所は吾々の過去の運  
 動が誤つて居たから方向転換をなさうとする  
 のではない。吾々は只終局の目的のために只  
 一時の政策として方向転換をなすにすぎない

のである。即ち日本資本主義の変化にある  
 二れを明記すべし。と。  
 二うして京都連合会 大阪電気労働組合  
 神戸連合会から修正案が提出される。その要  
 点は以下の二点に集約できる。  
 1. 改良主義的政策を利用するのは資本主義  
 の発展段階に起因するのであつて、組合  
 発展のため、或は組合の目的ではない。  
 2. 労働団体は思想的政治的団体ではない  
 といふ記述に反対、宣言の精神は従来の

方針を否定するものであつてはならぬ。その結果、大会宣言は左派の修正加全面的に反映されるものとなつた。

曰く「吾等明徹なる批判力と階級意識に目覚めたる今日の戦闘的労働組合員は支配階級が労働階級の革命的精神を鈍らす爲めに與へんとする改良的政策を利用するとも断じて墮落せざる事を信ずるものである」。

大正13年度大会は左、右の妥協では無い。

左派（共産派）が幹部派を圧倒したのである。

二の左派勢力増大に危機感をつのらせ、幹部の結集が開始される。

これに参加した徳永正報によれば、松岡派の策は実力をもつて共産派を駆逐し、労働組合の量的拡大、同志組合の獲得、闘う人的組合の組織を確立する二とにあつた。

まず人的結合が成立。青藤健一、中浜藤次、望月源次、福田金次郎、原虎一、近藤武男、藤原伊之助、土井直作、三木治朗、内田藤七、小原源一らである。望月を除くは、いすも後

総同盟の中堅リダーとして松岡人脈を形成する。この松岡派の組織結集の突破口はここである。

1. 聖実なる労働組合主義確立
2. 政治運動と労働運動との限界を明確に
3. 労働組合は建設的任務を主とする
4. 労働組合は平和主義に立ち、産業の平和と組合員の生活の安定をはかるべき

以上二点、右両派の対立は、13年度大会後急速に進展する。4月20日、南東鉄工組合

最初の新案で、大会があった。同大会で再び左派に主導権を奪われた右派は東京鉄工組合を新結成した。

総同盟本部は二山を承認し、南東鉄工組合を除き、以上、翌14年4月16日には左派23組合を本部より追放する。これにより、左派の攻勢を切り抜ける。一方左派は日本労働組合評議会を結成する。

総同盟才一次分裂は二山として理論と組織力と背景に総同盟全体の左翼化を企図した左派に押し、指導部を掌握していった。右派は、除名

という手段によつてのみ抵抗し得たのが特徴  
 である。右派はまた、左派の共産主義理論、  
 戦術、労働組合論に匹敵し得る理論を確立し  
 てはいなかった。  
 東京鉄工組合長、内田藤七は当時々回想し  
 て述べている。  
 「私は共産主義の理論には必ずしも真向かう  
 反対するものではなかった。たゞ労働運動に  
 対する彼等の戦術に賛成するところができなかった  
 ためである。組合運動は経済闘争であつた

組合員の生活権を守り、生活の向上を図る事  
 に重点がおかざるべきものである。したがつて  
 組合員は労働や創意工夫によつて企業体に寄  
 与し、その企業体の繁栄を期するにとともに一  
 つの組合活動である、というのが私達の立場であ  
 った。  
 ところが、  
 二つ一た活動家層が漠然といた共産派  
 の労働運動への疑問は、松岡派のスコリーカン  
 と結いついて、以後、日本の現実、評議会と  
 の抗争に規定され、独自の戦術を生み出し、ゆ



くことにならる。

とこで、総同盟幹部が、その組織的劣勢を顧みず敢て強行除名した背景には、無産政党的結成問題が急迫していたからである。

大正十四年三月一日、中央委員会は政党的結成方針として共産系排除を明確にする。

日本初の単一無産政党的性格を反共産とする。これが右派の目的であった。そのため、分裂による組織的弱体を関東において回復すべく、まず大崎、神奈川地方を拠点とする。

を決定。有数の工場地帯からである。

徳永は9月下旬、関東労働同盟会の京浜出張所へ長として鶴見に入る。当時の勢力は関東釧道支部（川崎7名、鶴見20名、子安17名）しかなかった。評議会はすでに一千名の組合員を組織していた。そこで徳永は一つ大事件（即ち大ストライキ）を総同盟で起こし、争議にも勝つて総同盟は強いとの印象を労働者に深く与え、その勢で総同盟を組織するにとし、鋼管会社（従業員二千五百

名)、富士紡川崎工場(従業員六千名)、東京電  
 気(従業員二千名)と対象に宣伝、ビラ入  
 を行なう。その結果、11月8日紡織川崎支部  
 の発会式が挙げられ、14日には幹部8名が  
 首さぬ。11月19日、要求書を提出すると共  
 にストライキ準備、一方会社側は暴力団三  
 四百名雇入れ、争議が開始される。<sup>(13)</sup>  
 二の争議には川崎に組織を得ようとす  
 評議会の「応援申し込」があつたか、  
 総同盟は拒否する。争議は組織拡大を  
 めがらす両者の対抗

という側面も孕んでいた。総同盟側は「斯く  
 の如き彼等の老獪なる罷業擾乱運動は敵資本  
 家の集する所となるが故に、吾等は敵資本家  
 と戦ふ前に先づかくの如き罷業破壊を留むる  
 ために努ませねばならなかつた<sup>(14)</sup>」と総括して  
 いる。評議会との暴力事件も生じる。  
 争議調停にあつた神奈川県知事、堀切善  
 次郎、同県特高課長富田健治は、加藤高明首  
 相、若槻内相と態度であり、しかも同内閣が  
 「健全なる労働組合」の育成を意図する労働

組合法を作成していったこともあって、総同盟  
 側に有利な解決の努力をした。この点につい  
 ては、当時の専務取締役、鹿村美久の次のよ  
 うな回顧談にもうかがわれる。  
 「最も其當時も会社は中々強硬な態度に出た  
 のでありませうか、矢張官憲等に於てまあ此程  
 度で妥協しろ、殊に総同盟は左翼と違つて穩  
 健な組合である、左翼は弾圧するが、右翼の  
 方は或る程度まで理屈のあることは聞けと云  
 ふ御注意がありました為に、遂にさう云ふや

うな甚だ軟弱な條件で解決したのであります。(15)  
 10月29日の知事調停により要求の大半が貫  
 徹したことは、当地方における総同盟の組織  
 拡大を促進させた。徳永は述べている、「争議  
 後京濱出張所へ加入申込殺到、毎日二百人  
 三百人瞬く間に組合員一萬七百名となり、翌  
 年(大正十五年三月九日)京濱出張所を改組  
 し神奈川聯合會が創立せられ三木治朗氏を會  
 長に僕が主事となつた。(16)  
 二うして、総同盟の富士紛争議勝利は右派の

拠点神奈川連合会。確立をもちたうした。その勝  
 利の背景には争議団側に好意的な世論もあつ  
 たが、県・警察当局の調停が総同盟に有利た  
 ったことが大きかつた。しかしこのような  
 例は総同盟にとつてもまれなことであり、ほ  
 とんどの争議では会社・警察一行となる障  
 害を二つむつてゐる。同年3月5日起こつた明  
 治製菓のストライキでは、相馬社長邸で争議  
 団と警官隊とが衝突し、連合会の活動家が殆  
 んど全員（一六七名）警視庁に拘引、内25名

は騒擾罪に問はれ、市ヶ谷刑務所に収監（一名  
 死亡）せられ、連合会は一大危機に当面する  
 両争議に村する当局の対応のちかいは、前  
 者には評議会の介入があつた点で当局をして  
 総同盟に如想せしめたところにあつたように  
 思われるが、このことはもう少し多くの事例  
 を検討する必要がある。ただ、当時の護憲三  
 派内閣は、いわゆる「アメとムチ」の労働組合打  
 撃を推進し、大正14年には「ムチ」としての治安  
 維持法を成立させた。アメとしての労働組

合法は作成はされたものの結局成立せなかつた。そのため政府の要望する「健全なる労働組合」を肯定する「総同盟」もまた、事業主との交渉は何ら法的保護を受けざることはなく、争議となればおおむね、会社、警察一体となつた弾圧にさらされていったのが事實であつた。二の問題はともかくとして、富士物産争議の勝利は神奈川連合会を中堅組合として確立させ、当時「総同盟」として最大の課題であつた政党组织に多大の貢献を有するに至る。

総同盟本部は政党组织に關しては「英国労働党を理想とし、目下の無産政党結成については左派の排除を主張した。その点は左派の譲歩により受け入れられたため、総同盟は労働農民党に参加し、二に單一無産政党は成立する」とかである。その後、総同盟刷新運動もはじめとする左派の労働農民党内に南放運動が浸透し、その実現も予想されるに至り、総同盟の態勢が注目される事となつた。刷新運動が総同盟に及ぼした影響は大きい。

く、とりわけ大阪方面では西尾を中心として本部組織防衛のほうを出すしかなかった。「吾人は所謂刷新運動と称する総同盟擅乱運動に反対する」(大正14年4月25日、大阪連合会)、「刷新運動の名をカケル職業的共産党一派の総同盟内部擅乱運動の真相発表書」(大正14年4月26日大阪機械)、「理由なき刷新運動を罷めよ総同盟の平和を回復せよ」(大正14年5月8日労働者新聞号外)といふたは(19)いすれも左派、共産派の戦術かいかには卑劣であらうか

を訴えたものであるか、その程左派の組織力、影響力は大きく、総同盟本部を苦慮させるに充分だった。この本部の対応策決定に關したのか、神奈川連合会での論議であった。9月29日、同連合会倍大會議では次のような質疑応答がなされた。

問 (本部は)労働農民党ヨリ脱退スルコトヲ前提トシテ加入シテ居ルノカ

答 (徳永) ソノ真ハ分リマセン、私個人トシテハ脱退シテケレバナラナイト思ヒマス

又、日本ノ庶産政黨ノ運動ノ發展カラ見テモ  
 脱退スル事ハ當然ナト思ヒマス。神奈川聯  
 合會ノ情勢カラ見テ勞農黨支部設立ハ絶対ニ  
 不利ナラカウ勞農黨ハ排除ノ方針ヲ行キタ  
 一。二。三。  
 二。三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。二十一。二十二。二十三。二十四。二十五。二十六。二十七。二十八。二十九。三十。三十一。三十二。三十三。三十四。三十五。三十六。三十七。三十八。三十九。四十。四十一。四十二。四十三。四十四。四十五。四十六。四十七。四十八。四十九。五十。五十一。五十二。五十三。五十四。五十五。五十六。五十七。五十八。五十九。六十。六十一。六十二。六十三。六十四。六十五。六十六。六十七。六十八。六十九。七十。七十一。七十二。七十三。七十四。七十五。七十六。七十七。七十八。七十九。八十。八十一。八十二。八十三。八十四。八十五。八十六。八十七。八十八。八十九。九十。九十一。九十二。九十三。九十四。九十五。九十六。九十七。九十八。九十九。一百。  
 横溝執行委員 今日コノ倍大理事會ノ名ニ  
 於テテ総同盟が勞農黨ヨリ脱退セシムル様声  
 明書ヲ出シタイ。

野口三郎 私ハ脱退ヲ聯合會トシテ決定ス  
 レバヨイト思フ、中央政治部ニ對シテ不信任  
 的態度ヲ採ラウトスルコトハ、聯合會トシテ  
 採ルハ不可ト思フ、  
 徳永、勞農黨ノ中味ハ左翼分子ナアル、又  
 評議會等ノ左翼ハ勞農黨ヲ奪回セシテ居  
 ル、又當聯合會ハ総同盟唯一ノ政治的地盤ナ  
 アル故ニ勞農黨ヲ総同盟ガ支持スルコトハナ  
 ラナト思フ、故ニ聯合會トシテハ勞農黨ヲ  
 脱退シテハナラナイトイフ意志表示ヲシ

各友誼團體ト協議會ヲ開催シ積極的ニ行動シ  
 十ヶレバ十ヲ十イ  
 ・の部令に注目して「たまたま」つまり  
 総同盟唯一の政治的基盤たる当連合会は左  
 翼分子を中味とする労働農民党を支持するわ  
 けにはいかなない。だから同党から脱退すべき  
 であるという。  
 として結局同会議の結論としては「労働農  
 民黨ニ関シテハ中央政治部ヲ飽クニテ支持シ  
 我黨ノ主旨ノ貫徹ヲ期スベク第四回黨中央執

行委員會出席ノ総同盟側委員ヲ鞭達スル、尚  
 中央政治部ノ方針ノ明示ヲ迄ヒ聯合會政治部  
 委員會ニ一任スルレトイフニトなる。  
 中央政治部に直接脱退の要請はしなかつた  
 にせよ。神奈川連合会の意向が本部の決定に  
 圧力をかけたのは間違いない。その最大の理  
 由は、神奈川連合会が総同盟の唯一の政治基  
 盤であつたからである。ここに総同盟本部は  
 労農党脱退を断行することになる。  
 10月24日、本部は労働農民党脱退の「声明



書」と出し、富士紛争議における事例（評議会の罷業破り）をあげ、共にする能わざるとした。ついで26日、「労働農民党脱退後の善後策」に關する通告」を支部に送附する。曰く、今後の行動は近く中央委員会が決定するか、選挙も近いゆえ「労働農民党の支部は早速脱退して地方政黨もしくは新政黨準備委員会に改造し、未組織の所は此の機会を巧妙に利用して直ちに新政黨準備委員会若くは地方政黨を組織せられたい<sup>（20）</sup>

二の脱退声明は、統同盟各支部に少なからぬ分裂をいきおこし、本部派は再度かたりの組合員を失った。たとえば、関東合同労組日暮里才一支部、外四支部からは労働農民党脱退反対の声明、決議、また神奈川連合会内においてすら、東京鉄工組合支部、関東紡織労組川崎支部の署名で労働農民党支持を呼びかけ、統同盟幹部を批判する文書が広く配布されてい<sup>（20）</sup>

二うして統同盟は、脱退による組織的損失

未だ劣勢な支持基盤を承知の上で、目前に迫  
 まった総選挙に対応すべく早急に独自の政党  
 社会民衆党を12月5日創立する。  
 ニニに松岡が企図し、期待する政党——  
 無産者の政界革新の才一歩は、あやゆる方法  
 と手段を以つて金権思想を除去するに在る。  
 よし有産者の政黨であり、その根本精神に相  
 違あるとしても若し政策が一致した問題なら  
 は、目的貫徹の前に協力するのをいみ嫌ふ必  
 要はないと思はれる……極度な圧迫と反動思

想に依りて労働者の勢力抬頭を妨ぐるを旨と  
 する保身的頑冥者流よりも増したと思ふ——  
 と、つた態度をとるニとのびまゝる政党を総同  
 盟は結成したのである。  
 続く9日には麻生久、加藤勘十ら中内派が  
 この政治的進出の意図から日本労働党を結成  
 し、総同盟は才二次分裂を遂げる。ここに松  
 岡、西尾を幹部とする総同盟は労働運動の右  
 派に位置し、労働組合主義を根本とする運動  
 を展開するニとになる。



まが大正14年度臨時大会では才一に組合  
 員の増加、才二に労働者教育の徹底、才三に  
 経済的実力を養ふことか強調される。次に労  
 働争議の統制が、大正15年度大会において各組  
 合、各連合体で事情に依り実行する旨、決議  
 された。その意義は、1. 戦闘力の集中、  
 2. 無益なる労力をはぶく、3. 争議の合理化、  
 にあるという。か、それ以上に争議統制は統  
 同盟と左翼組合を区別する重要な戦術として  
 の意味をもつ。つまり、それは組合財政の強

化と同様、労働条件の維持改善を「戦はずし  
 て勝つ」ために不可欠な戦術なのである。総  
 同盟の目的は争議を激発し、産業に損失を与  
 えることではない。産業上における民主主義  
 の獲得にある。曰く「産業上に於ける労働者  
 の発言権の伸長の如き、所謂産業民主主義の  
 獲得も廣い意味に於ける労働条件の改善運動  
 である。：労働組合の團體交渉を確認せしめ  
 ること。これこそすべての基礎である。工場  
 委員会、設立も必要以上の闘争を避んとする

に在るし。

そして有藤健一が団体協約権の實踐方法を論ずる。『ます事業主と対等たるべく、実力を養ふこと（組合財政、組合統制）、協約の当時者は支部ではなく組合とすること、即ち支部にはほしかるべき指導者の人材に乏しいからである。』

そして重要なものは総同盟か、罷業による社会革命を目的とするサンパカリスト、組合を「<sup>政党的</sup>工場班」とするコミニュニストと異なり、『新産業秩序』を以て生活向上を行う意識をもつことである。

こうして「労働組合主義」の理論は、主として本部の有藤健一によつて機関紙上で紹介され、各連合会長、主事を経て、組合員の活動の指針となつてゆく。しかし、理論は現実の運動にそのまま生かされるわけではない。

とりわけ「現実に可能な運動」を重視する統一同盟は、幾多の實踐と経験から、日本に特殊な「労働組合主義」を作り上げてゆく。その意味で貴重な体験の一つとなつたのが、野田摘油争議（昭和二年九月から三年四月）であつた。

た。

二の争議は、単に総同盟に多大の影響を与  
 えただけに止まらず、事業主団体をはじめ協  
 調会、司法省、民間研究所に至るまで多くの  
 争議研究をなさしめ、程の社会的事件でもあ  
 った。ニニでは、その経緯は略し、総同盟の争  
 議を体験したことによって、労働組合主義の  
 理論上のどのような独自性をもたらしたのか  
 に着目したい。

争議は会社の組合破壊策から惹起された。

しかも、田中義一内閣下を絶好の機会とし、  
 罷業を誘発して田中政府の協力を得た。ため  
 に組合側の被害は大きく、刑事問題は労働者  
 側49件415人、会社側21件338名、争議団側の責  
 用は概算24万円という類をみない額に昇った。  
 その上解決条件は組合側の敗北となつて総同  
 盟は千三百余名の組合員を失なう。<sup>(5)</sup>  
 争議指導に奔走した松岡は次のような総括  
 を行なう。

我国の現状では、団体協約権の確立と締付

工場制とは密接不離の關係に置く事か妥当である。その理由は「我國の如く、不健全、不道徳なる手段を選ばざる左翼的指導精神が横行し、輕薄なる雷同の行はる國に於いては、①工場内に分限政策を濫用し、労働組合を不統一にして其實力を失墜せしめ、團體協約の履行を監視する二とを困難ならしめる、②團體協約の円滑なる進行は、勞資共に協定したる権利を主張すると共に義務を果さねばならぬ、然るに左翼組合の侵入と其無責任

なる煽動のため煽動は常に之を妨害し、結局團體協約其ものを半身不隨たらしめ、<sup>る</sup>かうである。この理由は統同盟に特徴的である。つまり、團體協約はワーカーズドシヨップ下に締結するべきものであるが、そのわらいは、労働条件の交渉にあたり、乙有利に運用するためというよりは、統同盟にとつては左翼組合の介入を防止するニとにあつた。團體協約運動を進めるには、必ず左派を排除するニとが必須だつたのである。

次に、争議統制の運用性(運用)が再度喚起される。野田争議が関東労働同盟会の意見に反して開始されたからである。そこで関東労働同盟会昭和3年度大会において労働争議統制権が確立され、本部に附せざる罷業には応援、基金供給をしないニと決定される。

さらに、争議の「教訓」は昭和2年度、3年度の全国大会の新しい方針に引きつらぬべく。両大会で労働組合主義は理論上確立する。

昭和2年度大会(10月16-18日)では「締付工

場に於ける生産品を勉めて使用するの件」が可決された。これは青藤の説明によれば野田争議、山一林組争議(野田争議と同様、組織的打撃を受けた)を経て、確立した新方針の具体化という事になる。すなわち、今後は、労働組合を公認し、其團體交渉が行はる。工場に於いては、資本家の誠意に應じて労働組合は努めて問題の平和的解決のため或は工場内の作業に於いても相協力するニと、

他方、これとは反対に



2 労働組合を破壊せんとし、常に組合を圧  
 迫せんとする資本家の行動に對しては、猛  
 烈なる闘争を敢行し、大なる経済的痛撃を  
 加へて其反省を促すこと  
 と、(可) 柔劇の闘い方をすすむべきである。  
 進歩の芽はいかなるものも、之を育てぬば  
 ならぬ。頑迷の石はいかなる方法を以つて  
 も之を打ちこわして取除かぬばならぬ。かく  
 して始めて社会は進歩するのである。玉石  
 を共に焼き捨て、はならぬのである。(意)

新方針の考へ方であった。実に當を得た方針  
 であり、考へ方でありといわねばならぬ。  
 しかし、内題はこの二方針が労働者に一方的  
 犠牲を強いることなく遂行できるか否かにあ  
 った。ニニに総同盟の労働組合としての真価が  
 問はれることになる。  
 政府の労働政策は左翼組合弾圧、右翼組合  
 の育成であった。法的保証がない点で、実  
 際には、事業主との対抗において、総同盟も  
 左翼組合同様不利であった。しかも、田中内

閣は総同盟に對しても強硬方針をとつた。一方、大経営、大工場には二の時期までに福利共済を中心とした独自の労資協調機関（修養園、懇談会、工場委員会等）をもつ、労働組合の介入を排除する労務管理機構を成立して、<sup>(10)</sup> 総同盟は大工場への組織化を掲げることが、その実現は困難であつた。そこでまず、組織工場において組合公認を勝ち取り、団体交渉権を確立するに運動の重点を置くことにした。こうして団体協約は中小零細規模の工

場に確立された。ゆゑ、<sup>(11)</sup> 二では新方針に即して、作業能率と高い労働条件改善を要求する。他方、組合を認めない工場への闘争という方針は、この方針はどの程度実現されたであろうか。折しも、経済界は「産業合理化」が断行された。労働運動は不利な状況にあつた。この「産業合理化」に對して、総同盟本部は資本からの自立性を失なつてゆく方針を提起する。それには、対して大阪連合会を母体とする中肉派から批判が生じてくる。昭和三年度大会は、この

産業合理化に對する態度をめぐつて紛糾する。結論を先取りすれば、総同盟は二二で争議による闘いを放棄する。争議権を強化、行使するのではなく、他の右翼組合への接近、団体協約運用の実績を示すことによつて、事業主、政府をして組合公認或いは組合法を成立せしめる方策をとる。昭和三年大会は、総同盟内から一切の左派（中間派も含む）が脱退する才三次分裂の尊大線でもあり、総同盟主流の方針が明確になる大会となつたのである。

以下、大会における論争を二つした諸点から要約しておこう。<sup>(12)</sup>  
 まず、産業合理化に對する方針について。問題となつたのは中央委員会案（松岡起草）の才三項、「産業の民主化は、強力にして健全なる労働組合の發達と、之を公認して団体協約の實行せしむるに於てのみ、幾分の期待を持ち得る」の意図であつた。この点については井上良二（大隈）は、松岡が労働組合の方から团结権を資本家が承認して労資協調をすれば

産業の合理化は可能であるとか、政府が組合を承認すれば労資協調も可能であるなどといふ表してゐるが、これは統同盟の綱領（労資の階級闘争、労資は両立すべからずと明記）に反すると批判。大阪連合会は、「今日の社会に於いては資本家も利益するが、労働者も利すると言つた事はあり得ないから、吾等はあらゆる言葉、あらゆる平和的態度を捨て、徹底的に抗争しなくてはならない」として、絶対反対の運動も起すことを大阪案として提出す。

二の批判に對し、松岡は「單に勞資對立を認めない抽象的理由によつてのみ、絶体反對を絶叫すれば却つて資本家に對し合理化に就いて一種の福音を傳へる間隙を自ら與へる結果となし」と答へ、結局、原案どおり可決される。果たして二の方針は「産業合理化」にいか程の有効性をもつたてあうか。決議には、「本大會は、資本家階級の産業合理化運動が結局勞働階級を犠牲に供する彼等の巧妙な

る採取手段なることを認め、その欺瞞的合理  
 化運動に對し、絶体的反對の意思を表示する  
 ものである」と記されたものの、実行された  
 ことは本部が機会ある毎に、団体交渉権  
 の承認、労働組合法の確立なくして産業合理  
 化は不可能であること許さるに終つた。<sup>(13)</sup>  
 総同盟のわういは、産業合理化を機会に団  
 体協約の合理性、組合法案の妥当性を資本家  
 政府に説得するこゝとによつて獲得するこゝとに  
 あつたのである。

ではそれを實現しうる力量をどこに求めた  
 のか、右翼諸団体の結集である。すむに本部  
 は二の「大右翼」結成の準備に入つて、  
 7月20日創刊の「日本民衆新聞」は、鈴木文  
 治を社長、松岡と事務局長として、右翼政  
 党及び右翼労働団体一般の機関紙たる目的をも  
 て配布されたものである。<sup>(14)</sup> 9月30日の社会民  
 衆党支部長会議の決議は、同党が「大右翼」  
 の政治部隊たることを鮮明にしたものであり  
 し、我党は資本主義に反対するとともに、其

産主義にも反対する。

2. 我党は相容れざる指導精神を有する他党とは絶対的に対峙せず。

3. 我党は我党と同一指導精神を有する他の諸政治勢力との大同団結、即ち大石翼結成に向つて勇往邁進するものである。

赤松提案による二の決議に對し、当然大会席上、大阪連合会から批判される。共產主義とは、共產運動の戦術をも含むものである。との赤松の説明は、総同盟内から一切の左翼

的傾向排除と云われる。こゝした本部の右翼組

合への急速な接近は、3月の三、一五共産党弾圧事件に影響されたことも一つであるが、大阪連合会を中心に進められたことがあつた。労働組合総連合への対抗でもあつた。

二の総連合運動は、関東側、本部の右傾化を牽制する意図から大阪合同労組が本大会で正式に提出したものであつた。しかし、関東側は日本労働党成立の際、才二次の分裂で関東合同、関東紡織(計三千二百四十名)を失なう

左翼排除

と、う打撃を受け、川口地方における中岡派  
 組合同盟との衝突事件もあり、<sup>(15)</sup> 対立観念は尖  
 鋭化してあり、とうていこの提案を受け入れ  
 るものではなかつた。

大会席上、伊藤卯四郎、徳永正報、熊本虎

蔵、近藤武夫、今津南松、小岩井相助ら本部

派に属する代議員は、いおんも日帝党、組合

同盟への不信、関東での苦い経験、「裏切り」

を理由に、合同は時期早尚であると主張。近

藤は「むしろ大石翼結成問題の進展」と述べ

山内鉄吉ら大阪側の非難を受け、<sup>(16)</sup>

昭和3年度大会は三うした中岡派の批判が

続出したものの、結果的には本部派の原案が

二とごとく可決され、結局、昭和4年8月、

才三次分装をいふ起す。二に総同盟は一

切の左派、中岡派を失つてしまふ。右派だけ

の総同盟は争議を最少化し、左派排除の色紙

をもつクローズドシヨップ、産業平和のための

団体協約、そしてそれを合法的に保証する労

働組合法案の獲得のみを目標とするに至る。

組合活動の全てはこの目標に結合される。  
 「労働組合内外の重要な運動政策は二の  
 団体協約を中心として提起せらるべきであ  
 る。即ち、内に於いて労働組合が真に有利な  
 る協約を協定し、これが実施を監視すると共  
 に一面其の負へる義務を果すためには、是非  
 共強固なる労働組合の基礎を定めねばならぬ。  
 罷業基金、罷業統制、相互扶助施設、調査機  
 関、教育的活動等々幾多の労働組合内政に關  
 する問題は一つとして之れに關聯せぬものは

ないものである。未組織労働者の組織、産業別  
 的大労働組合の統一、労働立法の促進等々、  
 労働組合の外部的活動も亦、これに關聯して  
 のみ、其の重要性が増大するのである。<sup>(17)</sup>  
 かくて、日本における労働組合主義は前述  
 したまた諸特徴をもつて成立する、そしてこ  
 の時点では、その実現も容易ではな<sup>い</sup>にして  
 も、全く不可能な非現実的方針ではなかつた。  
 昭和3年6月、海上争議の結果、団体協約が  
 一産業規模で確立したと、総同盟の団体協



約工場中、最大の東京製鋼が、労働条件協定  
 委員会を設置し、順調な発展を計せたいと  
 した。その前途に希望をもちたうすものである。  
 したがって政府の方は、社会局を中心に労働  
 組合法案を大正十四年以來、断続的ではある、  
 成立させる意向を表明していったからである。  
 では、こうした総同盟の運動は日本の政治  
 経済、社会情勢上、どの程度の、実現可能性を  
 もつていたのであろうか。どのような経済の  
 下に結局は成功しなかつたのか。その結果、

総同盟はいかなる変化をとげようか。  
 わば、日本における労働組合主義の成否に一  
 つの結着をつけたともいえる。昭和初期下の  
 労働組合法案をめぐって、これを検討する  
 ことにしたい。



議事録	蔵資料 R-I	以下	徳永資料	と略す。
p.123				
	尚	二の村直が表面化する以前に	左	右
	中間の三派が形成されたか、その点に			
	ついでには松尾洋一友愛会一統同盟の労働組			
	合化、戦間化過程と三派の発生			
	動史研究	34号		
	(2)	徳永正報	いぼらの足跡	三十年
			上	p.154
	(3)	才一草案		
			(徳永資料 R-I)	
	(4)	才二草案		
			(日本労働総同盟第13年大會	

(大正14年)	(13)	富士紡争議	に	ついでには	労働運動年報
p.370					
p.378					
を参照					
	(12)	徳永正報	日	前掲書	p.252
	(11)	詳細は	岡本宏	日本社会主義政変論史	p.152
					p.161
	(10)	内田藤七	日	人生五十年	p.100
	(9)	同右	日	p.183	
	(8)	徳永正報	日	前掲書	p.169
	(7)	同右	日	p.221	
	(6)	同右	日	p.169	
	(5)	日本労働総同盟	第13年	大會議事録	p.134
					p.135

(14)	「富士紡争議に際し、関東地方評議会遂に馬脚を現はす」(日労働) 大正15年2月19日
(15)	日本工業倶楽部調査課「最近に於ける労働争議の事例」(其の一) p.1 p.2
(16)	徳永「神奈川聯合會と樂くまで」(日労働) 昭和10年3月 p.7
(17)	「同右」 p.7
(18)	「これら」は「徳永資料 R-I Ⅳ」所収の「建設者同盟」の「総同盟分装」の「勤労国民党関係」に於けることとが分かる。

(19)	以下の引用は「神奈川聯合會・倍大理事會議事抄録」(「徳永資料 R-I」)
(20)	「労働農民党脱退後の善後策に関する通告」(「徳永資料 R-I」)
(21)	配布された文書は「徳永資料 R-I」に所収。
(22)	松岡駒吉「無産政党的組織と其目的」(中村菊男 日松岡駒吉伝 p.124 p.127 より引用)



関東労働同盟会	野田争議の真相・経過及
現状	(昭和3年4月) 日本社会問題研究所
労働争議	野田血戦記 (昭和3年6月)
鈴木梅四郎	野田の労資争議 (昭和3年8
月)	協調会編 野田労働争議の顛末 (昭和
3年8月)	野田醤油株式会社編 野田争議
の真相	(昭和3年9月) 同日 野田争議の顛
末・経過	日報 (二冊 昭和3年9月・12月)
司法省刑事局	野田労働争議の顛末 (昭和
3年9月)	東京工場懇話会編 野田醤油争

議顛末	(昭和3年)
(6)	松岡駒吉 野田大労働争議 (昭和3年12
月)	P.321
(7)	昭和2年度全国大会報告書 (昭和3年12
労働	昭和2年11月 P.5
(8)	労働 昭和2年11月 P.6
(9)	例之は 総同盟の活動家戦後発表した
数多くの年記	回想記 労働運動史等の文
献に支通してみられるのは	加藤高明内閣
への高い評価	田中義一内閣への評価が極

の2依...とである。

(10) 兵藤 剣 曰 日本における労資関係の展開  
 P.367 1 P.402 工場委員会体制の成立に参照。

(11) この総同盟の団体協約の実態、団体協約  
 工場の規模等については、第二章、第二節  
 でまとめて提示する。

(12) 昭和3年後大会については、第17回全国  
 大会報告書に「労働」昭和3年11月、日総同  
 盟昭和3年大会記録に（労働教育社刊）を参  
 照。尚、以下の引用は最後にあげた文献に

よる。

(13) 総同盟の産業合理化論については、松岡  
 駒吉「産業合理化と労働組合」(日本産業  
 の合理化) (時事新報社、一九二八) p.175 1 p.190  
 が最も詳細かつ要領を得たものである。

(14) 前掲の大会記録に p.20 1 p.21

(15) 伊藤工場争議(5月20日-6月4日)は、東鉄  
 川口支部の従業員公傷に端を發した争議で  
 あったが、望月源治の南東合同組合の介入  
 で紛糾。工場側はこれを利用し、南東合同





初のものであり、昭和6年(一九三二)2月、決口  
 民政党内閣下の才59議会で審議未了となつて  
 以後、「労働組合法案」は議院に提出されるこ  
 とはなかつた。<sup>(1)</sup>  
 法案は、イギリス、フランス、ドイツなど  
 大戦後、労資関係の危機に当面した帝國主義  
 諸國からの様式は別としても、団体交渉制と  
 労使協議制を柱とする「近代的労資関係」を  
 成立させ危機をのりきつたことに注目し、日  
 本にもこれを移植せんとする社会局官僚、協

調会とによつて先導された。  
 社会局官僚らが企図したのは、労資協調組  
 合を積極的に育成承認し、「産業平和」を団体  
 交渉制によつて維持する<sup>(2)</sup>近代的労資関係  
 を創出し、他方で左翼組合を孤立させ排除し、  
 労働組合そのものと國家の統合の枠内に吸収  
 するこゝとであつた。  
 統同盟の「健全なる労働組合主義」は、こ  
 の國家の統合体制に合致する労働組合たるこ  
 との思想的表明であつた。その意味で、この

法案のたどつた過程は、その成否は別として  
 日本における「近代的労資関係」——団体交  
 渉制度と労使協談制を二大柱とし、日本も含  
 めた現代資本主義諸國の労働問題処理方法の  
 端緒、起源——創出の歴史であつたといえよ  
 う。その歴史的差異、形成のあり方が、現代  
 日本の労資関係を、イギリス・フランス・ド  
 イツ、アメリカ等他國に比して特殊なものとし  
 してゐるのであるか、その検討は今後の課題  
 としたい。

ニニでは「健全なる労働組合主義」——「近代的  
 労資関係」を法的に保証する「労働組合法案  
 をめぐる政府・資本家団体・労働組合の抗争  
 の焦点」を二にあつたか<sup>（は）</sup>を明確にする。とし  
 て第二節において、法案を成立せしむる現実  
 的基礎——団体協約の<sup>（は）</sup>実態から「労働組合法  
 案」不成立の日本の特質、また総同盟の「労  
 働組合主義」の限界、変質といつた問題を模  
 討するにとしたい。

決日雄率内閣は十大政綱を掲げ、その内の

一、社会政策の確立を期するため昭和四年七月十九日  
 社会政策審議会を設置する。社会局は、大正  
 十五年の才引議会および昭和二年の才引議会  
 提出の社会局長案を下地に法案作成に着手する。  
 十二月七日、社会政策審議会は、社会局長案を政  
 府に答申した。政府は、答申を適當と認め、労  
 働組合法案の起草を決定する。  
 社会局長官吉田茂は今回の組合法の目的に  
 ついて次のように述べておられる。  
 「我國の労働運動の現状を見ても事業主が労働

働組合を公認して、これと団体交渉を行って  
 居る所では、労働組合の行動も穩健であつて  
 よく労資協調の實をあげてゐるのである。労働  
 組合も適法なる社会的存在として公認し、  
 事業主が労働者と労働組合員たるの故を以て  
 解雇するが如きことなからしめ、労働組合の  
 有する社会的機能を認めるとは、労働組合  
 をして穩健なる発達の途を執らしむる所以であ  
 る。ついで、労働協調の要諦がある。  
 つまじ、労働協調による産業界の健全な発

運をよかること、目下実施されたい団体交渉はその良き例であつて、二うした方策に法労働組合運動を秩序的たらしめよこと、法案作成のねらいがあつた。法案にはこのねらいが反映されたい。同時に資本家団体かゝる反対が集中するのち、二うした社会局の意図を反映した条項にあつた。

そこで資本家団体が強く反対した条項を中心に、労働組合法案の内容をみよおこす。

ます第一條について

第一項 本法ニ於テ労働組合ト稱スルハ労働条件ノ維持改善ヲ目的トスル労働者ノ團體又ハ其ノ聯合ヲ謂フ

第二項 労働組合ハ前項ニ掲グルモノノ外組合員ノ共済、修養其ノ他共同利益ノ保護増進ヲ目的ト為スコトヲ得

従来ノ政府案ニハ職業別産業別ノいは縦の組合と規定されたのを、今回は横の組合、連合組織も認めたりの一項としたか、現存する総同盟、総連合、海員組合

にも対象となる点で社会局の意向を反映し、  
 資本家団体には不満があった。そのため、才  
 二項で大工場に広く存在していた親睦団体、  
 其清、修養団体をも対象とすることを明記し  
 ている。才二項は法律のわういとあり、才一  
 項とあすための社会局側の譲歩でもあった  
 次に才十一條と才十二條  
 第十一條 労働組合ノ組合員ノ脱退ニ關シ不  
 當ナル條件ヲ定ムルコトヲ得ズ  
 第十二條 雇傭者ハ労働者カ労働組合ノ組合

員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得ズ。  
 雇傭者ハ労働者カ労働組合ニ加入セザルコ  
 ト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト  
 為スコトヲ得ズ  
 この条項は労働組合の公認を保証する団結  
 権の保護であり、これに對し、労働組合側  
 は、才十二條で違反した雇傭者に對する罰則  
 を要求し、資本家側は不当に雇傭者を束縛す  
 るものであると絶体反対の態度をとる。法案  
 作成に直接関与した社会局労政課長一戸二郎

が才十三条について一方に於て労働組合を  
 公認する以上はどうかとも斯小云ふ規定が存  
 在すれば骨抜きと存すると思ふので其の意味に於て  
 此の規定を入れた<sup>の</sup>と説明してゐるとあり、  
 法案の重要条項として才十二条は明記された  
 のである。  
 才十三条もまた全国実業者団体連合会（全  
 産連）から反対を受けりる  
 第十三条 労働組合ノ役員又ハ組合員ハ勞  
 働條件ノ維持改善ニ關シ勸誘其ノ他ノ方法ニ

依り他人ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ又ハ雇傭  
 契約ヲ解除セシメ若ハ締結セザラシメタル  
 ニ因リ雇傭者ニ生ぜシメタル損害ニ付テハ  
 労働組合、其ノ役員及組合員ハ賠償ノ責ニ  
 任ぜズ  
 二の争議に際しての賠償免責規定は、組合  
 員公認する以上、現狀では民法規定により才  
 三者の債権侵害或は侵害権侵害で賠償責任と  
 同われるといふ民事上の責任を免除するのほ  
 当然の措置といへる。しかし、實際の争議に

おいはは事業主からの金一封の解決の件  
 件になつていふこと、賠償免責は争議の激発  
 を招くという理由から二の条項も宿り家団体  
 には不満であつた。

以上のほかに、労働組合側から批判が集中  
 したの~~に~~第五條から第十七條の<sup>倍</sup>規定がある。

第十五條 労働組合ノ會議ノ決議が法令ニ  
 違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハ之  
 ヲ取消スコトヲ得

第十六條 労働組合ノ規約法令ニ違反シ又

ハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハ其ノ變更  
 ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 労働組合ノ行為安寧秩序ヲ紊ルト  
 キハ主務大臣ハ労働組合ノ解散ヲ命ズルコ  
 トヲ得

いふれも、官庁の組合指導、組合監視の權  
 限を規定したものであるが、その範圍、  
 性等、第十八條に不服あれば行政訴訟も可と

あるか、訴訟が不利である現実からすれば、  
 左翼組合が「労働組合取締法案」であるとす

左翼組合が「労働組合取締法案」であるとす

つていふ、という。

以上が法案の概要であるが、その性格、特徴は、労働者に国権を保障し労働組合を資本家と対等な地位に置く点では近代性をもち得るか、組合を極め、強い国家統制の下に監視する条項が多い。その点で官僚には不安はない。

一戸長自身、語つていふ。

「私は此の法案の内容の程度が現在の社会状態に照らして妥當である」と私は考へて居ります。

と申しますのは今度の法案は何等新らし

るものも皆つけよう。

その他、才十条では労働者以外の者の加入も可とされ、才二十七条では軍人軍属の加入が禁止されていふところが特徴といふよう。

た、一戸長政課長の説明では法案に「労働者とはサラリーマン（奉<sup>レ</sup>給生活者）ではなく、筋肉労働者とし、水道、瓦斯、電車、交通」といふた公益事業従事者に関しても法の上では区別してない、が、その社会的影響を考慮して、労働争議調停法で調整することに依



いことはないのであります。現在の社會に於  
 きました當然として認められ、或は當然では  
 ないとも是位のことは仕方ないといふ程度  
 で認められ居ります。とを其儘法文の上に  
 移植したに過ぎないのではありません。要する  
 に現在の事實として存在して居ります労働組  
 合に對しては何物も與へないのであります。  
 一たびかつて、各界かうの批判、反対に抗し  
 ても社會局、政府が法案を成立させようと  
 するのには、どうも此の程度の組合法案

を千エツとするといふことは社會に面白かう  
 がる影響を及ぼすにやないか。あるいは、今  
 日のやうに労働組合が或る程度まで發達して  
 來ました時に於きまして労働組合を法の上で  
 認めようといふといふこととをいふか。たゞは是  
 は常働者の心理に對して甚だ面白くない感  
 を與へやし作いかと云ふ危具にあつた。つま  
 り、法案の效果として常働行政官は、産業合  
 理化、昭和恐慌下に常働者の左傾を防止し常  
 働組合を統治し得ることを期待したものである。

政府与党 民政党は法案の議案通過のため  
 資本家団体の説得にあたる。  
 昭和五年（一九三〇）五月二十四日、  
 赤田敬二郎を委員長とする社会政策特別委員会  
 は東京商工会議所との会合を用く、  
 会合で民政党側が強調したの  
 は二点。まず産業の発展、  
 産業の平和のためには労働者の自由  
 結合を認め資本家と同等の力を有する  
 ようにしなければ、  
 眞の協同、  
 労働者の融和が  
 できないこと。と  
 して労働者に打する方針は、  
 與ふべきものは

完全に與へ取締るべきものはまた完全に取締る方針であるとして、  
 藤原銀次郎、渡辺鉄蔵らの「労働者に對しては統制と取締りを強要する事に反対した」とある。  
 会合における政府側の強硬態度は、  
 陳京商議日本工業倶楽部は全国の資本家団体と結合し、  
 乙全国産業団体連合会（全産連 各団体）と結合して  
 圧力をかける。その結果、  
 政府は労働協約法案に代して労働協約法案提出へと  
 進歩するが、  
 民政党の一部、  
 政友会少壮派は原案

の骨子、①団体協約法の制定による団体交渉権の確立、②組合員保護の規定は譲るべからずと表明。

こうして政府、民政党と資本家団体との衝突は、これまでにない鋭さをもち、報導され世論を沸かした。昭和恐慌は資本家団体、政

党共にその支配の座を揺がす危機にたつたのである。

政府は昭和5年1月、金解禁を実施する。

戦界の圧力もあり、早期の解禁となつた。しかも世界恐慌の波及が不況は政府の予想以上

に深刻なものと存り、失業、中小零細企業の倒産、賃金値下げが労働者大衆の生活を圧迫する。争議件数は昭和4年から6年にかけて急激に伸びを示す。しかもその主導権は総同盟から中間派の全国労働組合同盟に移り、さらには最左翼の日本労働組合全国協議会が争議に関与する件数も増加のまじとみせられた。

昭和5年には、同盟罷業は全国労働、労農党系組合、全協によつて指導されていた。

政府、社会局官僚の接した事態は現実のも

のとなりつゝあつたのである。左翼組合の排  
 除、穏健なる労働組合の保護育成が必要だつ  
 た。さうに 2月20日、恐慌下の総選挙は民  
 政党が政友会に大差で勝利した。民政党273名  
 政友会174名。その勝因の一つには民政党の掲  
 げた社会政策への選挙民大衆の期待があつた。  
 民政党議員は選挙基盤との関係もあり、こ  
 れを重視する二とはできなかった。労働組合  
 法案は、小作争議調停法案同様、公約として  
 掲げた以上、国民の前に成立させねばならぬ

つまり、  
 党としてこの面目問題でもあつた。こ  
 うした事  
 情が、決口内閣として予想された起案院、貴  
 族院、さうにはその背後の資本家団体反対に  
 対し、従来にならぬ強硬な態度をとらしめたの  
 である。  
 1か、9月に入ると全産連の工作で閣内  
 に異論が生じてくる。江本翼鉄相、松田拓相  
 井上蔵相から社会局案再検討の意向が出され  
 翌6年2月才59議会上、改善された賦増法案  
 として提出される。その結果、衆議院は通過

したものの貴族院で政府も予想したごとく  
 審議未了となり、以後法案は議院に提出され  
 ることはなかつた。  
 「之をしても千エツクしてさうして或は労働者  
 と自暴自棄に陥らして、若し直接行動にても  
 訴へて来るやうなことがあつた場合に其の責  
 任は誰が取る」との意見に賛同した。労働組  
 合法案の成立推進者、政府民政党の大半、政  
 友会の一部、社会局、協同会といつた。い  
 ば「社会政策派」の労働政策はここに一頓全

をきたす。労働組合主義を日本に適用し、労  
 資の協調によつて産業平和、産業の発展を企  
 図する構想は、恐慌下、全産連の圧力に屈し、  
 修正を余義なくす。地方、労働組合  
 法案をめぐる政党内の資本家側への手協、屈服  
 は、労働者大衆の歩みから如部令を既成政党  
 から乖離させるという代償を伴つたともいえ  
 よう。  
 では、廢案に成功した全産連のねらいはど  
 こにあつたのであろうか。大経営、大工場に

はすでに自前の労資協調機関、労務管理機構  
 を成立させたり、労働組合をとりこむ必要  
 がなかった、という従来の説明では不充分で  
 ある。資本家諸団体の法案反対の眞の要因、  
 ぬういはびこにあつたのか、ここで明確にし  
 ておこう。

全国産業者団体連合会（全産連）は日本工  
 業倶楽部のよいかげで昭和5年（一九三〇）6月設  
 立される。その目的は労働問題に關し、実業  
 家の立場から意見も述べ、政策にも関与する

ことであつた。その設立動機についは曰く  
 「産業の振興ハ實ニ諸般國策ノ根幹トナルハ  
 キニ拘ラス時勢動モスレバ之ヲ閉却シテ論議  
 せラレ加之矯激ナル労働並ニ社會運動力産  
 業ヲ破壊シ國家ノ進運ヲ阻害スルノ虞漸次大  
 ナラムトシツ、アル」と。つまり産業を破  
 壊する労働、社會運動を阻止することか主  
 たる動機だつたといふ。

日本工業倶楽部は、全産連結成後、各地の  
 實業諸団体の意見ととりまじめ、  
 國情に適せ

する労働組合法案に在るパンフレットを作成  
 する。実業団体の意見は、地域、業種、規模  
 等によつて少しく法案に打する意見を裏にす  
 るか、概ね倶楽部の意見によつて集成され、  
 いよと思われぬので、このパンフレットの  
 内容が、  
 反対の論拠を要約しておく。  
 1. 法案が対象とする労働組合について  
 我国労働組合の大多数は階級闘争的、社会主  
 義団体、これを保護すると結局階級闘争を激  
 成せしむるに在りである。また、右翼組合にして

する、方向転換も看板の塗替であつて決して  
 階級闘争を抛棄してはいない。当局者のいふか  
 如く労資の協調に向うには、尽くその根本的精  
 神を一変した上でなければならぬ。  
 総同盟とほじめとあま右翼組合をも、その  
 本質は階級闘争組合であると判断してゐる。  
 2. 法案が対象とする労働組合  
 我国には、労資協調による自治的の施設及制  
 度、労働組合以上に發達してゐる。これは、國  
 情より生ずる必然的のものである。これを打

象とすべし。この点は翌6年1月17日の安達  
 内相との懇談会において田塚磨 藤原銀次郎が  
 ら再び強調されたこと(15)  
 3. 中小工業に打撃を与え  
 中小工業は自ら守る力が足りない為常に労  
 働組合に圧迫され経営は甚だ困難に陥つてい  
 る。また、たとえ組合の強要により労働条件  
 の改善を事業主に納得せしめたとしても事業  
 の根柢が履つては労働者は何の得る所もない  
 のである。この点もまた右の懇談会で主張さ

ん。(15)  
 中小工業保護という大義名分はその後  
 も労働者保護法案が議会に提出される都な  
 その反対理由として表明される。  
 そして最後に付言する。我国経済界は金解  
 凍、世界的不況、貿易関係等ほとんど生色な  
 ずか如き状態にある。かゝる時期に労働組合  
 法案は我産業の根柢に動搖をきたすこと。  
 つまり、大恐慌下 組合法案を成立させよ  
 二とは労働運動(総同盟も含む)の激発、産業の



破壊をもたうすといふのである。中小工業家  
 云々は、法案反対運動に中小工業永くひき入  
 れ、世論の賛同を得ることにあつた。  
 そのために日本工業倶楽部は争議が村し、  
 どのようになつたか、争議がいかになつたか  
 破壊をもたうすといふたかといつた各事業主の経験  
 談をまとめた。最近に於ける労働争議の事例  
 (其の一)と發行し、法案に對する、のみなうす  
 工業倶楽部の労働組合法圧殺の目的を以て  
 川口鑄物業者の労働問題に無知なるに兼じ、

雇主を巧に誘惑煽動し、労働の対立激化を行つ  
 た<sup>(16)</sup>と記されよう。な行動もつたのである。  
 では、かくしてまで労働組合運動の高揚を  
 阻止し、組合そのものを排除せんとしたのは  
 なせであつたか。資本家側一般にみられ  
 る、単なる「労働組合無用論」ではない。二の  
 時期すに確立されてゐたといふ大怪官、  
 大工場の労資協議機関、労働運動の高揚如何  
 によつては、城内平和も維持し難かつた。  
 経営者、事業主、労務担当官からこつた

危惧が表明された。い。
   
 杉山（香英社）は、大正8年11月工場協議員
   
 制後を会社側の発意で創設した。労働者側に
   
 も議案提出はできず、採用は会社側にある
   
 が、是までの関係は変存シとはなかつたとい
   
 う。そして、我々は何處までも同情主義、温
   
 情主義から発して協議制を採用していい。こ
   
 れを法律案としてやよこすとは、日本のお互に
   
 に一つ血の流れで居る関係の人の寄集まりの
   
 産業に於ては必要ないし、法的措置に反対

する。二の点は、諸井氏のまとのによれば、
   
 「鬼に角よしたければよせ、性質の下に成立
   
 つて居る。然るに國家が法律を以て一律に組
   
 合と云ふものを設け、之に團體交渉権を附与
   
 すると云ふやうな権利主義に依て出来た組合
   
 になると、どうしてもよしたくもよせないとい
   
 云ふことになつて困ると思ひますか。と
   
 の本音を適確に表現してゐる。
   
 大正10年に工場委員会を設置した三菱造船
   
 の武藤氏からすると、法律化されるニヒに不安

を表明し、結局法案は労働組合を背景とする  
 工場委員会にしてしまふと次のような発言が  
 出される。  
 「法律が出来ると、諮問機関だとされたも  
 権利付けられたという二とで協調気分なく存  
 り、決議機関化、実行を強制するようになる  
 だろう。…今度の法案は組合を排除する、即  
 ち組合を認めない為の立法であらう如く  
 に云はれて居りますか、事實は却て組合の優  
 入し易くなり組合を背景とする委員会と云ふ

ものになつて、結果は全く立法の趣旨と反対  
 のことになりはしないかと思ひます。  
 同様なのは津田(佐友合資会社)発言にも  
 うかがわれる。「法が出来ると、権利義務の氣  
 持ちが濃厚になつてくる。自分の方の工場だ  
 けの内部のものなんだと云ふ二とに對する觀  
 念が薄らぐ<sup>(20)</sup>。そして組合の発達をいつたん認  
 めれば労働者抵抗をいませ起し、遂には労働者  
 の工場管理にまでゆく、として工場委員会の  
 法制化に反対してゐる。

つまり、当局が承認する総同盟など右翼組合もまた「階級闘争組合」であるとはみないこと、  
 労働関係はあくまで温情主義に基くべきであり、  
 労働組合の介入は、  
 利害激しきものもたらし、労働組合の介入は、  
 労働者の自主管理にまで帰着すると恐れられたこと、  
 労働問題には、  
 労働組合と直接対峙して、  
 中小企業者の立場を  
 産業の労働対策があった。そのために、  
 労働組合と直接対峙して、  
 中小企業者の立場を

反対運動に取り込め、一方、国民へのアピールには、「産業の振興」に根幹を「産業の破壊」に国家進運を阻害するとの名目をもつ労働組合公認の世論を牽制したのである。  
 労働組合側は労働組合法案に反対し、  
 労働組合の内部、  
 社会向業をともかく支持し、  
 総同盟の組合法獲得運動は労働立法促進委員会、  
 議院内の交渉、  
 組合支部の宣伝活動と

いう三方面で展開された。  
 昭和4年12月11日成立した労働立法促進委員会は、組合法案獲得以上に、総同盟の戦線統一方針（3年度大会で議論となった）に基づき、  
 かく、大右翼と結成、左翼組合排除の労働新  
 線統一の推進体としての意義が大きい。  
 当時、各団体は日本海員組合、海軍労働連  
 盟、海員協会、官業労働総同盟である。  
 法案の議案提出が決定するや、同委員会は  
 日本武相連盟の加盟も得て3月15日大要求運

動を不二す。その上で清願署名等、議会内は  
 社会片衆党と通して交渉にあたり、党の支持  
 組合は当時の主要な右翼組合である（表4）。そ  
 の交渉の一つが安達謙三内相と西尾末広内  
 相との交渉である。  
 安達内相「もちろん是非通過させた」と思  
 った。かような進歩的政策を内閣内  
 閣が実施するに必要として勤労大衆の票をわ  
 れわれが獲得するに必要である。これはか  
 つたわれわれが進歩的は普通選挙法を成立せ

せたいと見う  
 は、私の信念の命ずるところに従って通過さ  
 二かに反打を表明した（筆者）けれども私  
 乙法案改善 総同盟 社会民衆党も公式には  
 は突如 議会直前に全産連側の意向と屈服し  
 の取締法案だというので反打して（政府  
 また労働立法促進委員会も政府案は労働組合  
 二承知の通り 無産党議会対策共同委員会も  
 西尾「案は私もこれを通過させた」と見う  
 しめようとしたりとまともに考之方である

表4

社会民衆党支持組合（昭和5年）

組合名	人員	備考
日本労働総同盟	31,456	規約中に「本総同盟会員にして男子20歳以上の者は社会民衆党員たることを原則とする」の条項あり。
官業労働総同盟	15,015	従来既成政党との関係より脱出し得ず之の支持者も多し
海軍労働組合連盟	40,256	
海員協会	11,741	全国大衆党支持者も含まれてい
日本海員組合	89,905	
日本造船労働連盟	7,348	主として全国大衆党支持
日本製鉄労働組合連合会	7,530	
日本港湾従業員組合連盟	3,262	全国大衆党、労働党、共産党支持者多
横浜港沖仕共済会	1,200	
足尾銅山鉱職夫組合 総連合	3,550	
工友同志会	750	
全国俸給者組合	600	
東映画説明者向上会	550	
東京瓦斯工組合	3,575	
大阪市電愛友会	1,901	
東京交通労働組合	10,336	

〔出典〕「労働組合の無産政党支持一覽表」（『昭和五年労働運動年報』pp47-50）より抜粋

字達「それじゃ君の方では今まで通り眞正  
 面かう反打してくれ、君の方で賛成される  
 資本家の反打に油を注ぐようなものだから」  
 二うした交渉の下に才の議会に臨むか、結  
 局衆議院を通過させたに終わり、全産連等資  
 本家側の意見と最も反映した貴族院で審議未  
 了となる。総同盟の反資本家熱は高まる。し  
 かし総同盟もまた全産連の組合排除の挑戦に  
 闘い勝つことはできなかった。産業合理化に  
 対する総同盟の態度、中小工業における総同

盟の方針変更、これがその間いと鈍うせた理  
 論上の問題点である。  
 産業合理化に對して総同盟は論争の末「第  
 一労働組合の公認なくして産業合理化は不可能  
 との態度をとった（才一章、才二節参照）。  
 したがって、労働組合法案獲得の一論拠とし  
 て「産業合理化に不可欠」との論が出される。  
 産業合理化そのものは肯定される。問題はそ  
 のあり方にある、という。二うした論法、聞  
 け方はそのあり方を變えさせるだけの力量が

くしては効果はない。  
 として 産業合理化の打撃も最も受け止めた。  
 は中小工場であり、総同盟の基礎もここにあり  
 った。こうして方針の転換が生じてくる。  
 かつ、この工場に発生する問題と合理的な處  
 理する為めには、労働組合の責任は極めて重  
 大である。意旨に開年午報を採つても、反つて勞多  
 く知少く、徒らに失業者を増す様な結果に陥  
 り勝ちである。元來、中小工場の経営者も  
 資本家と扱にするのとが事實問題として、

いさゝか的是はずれでありはしないかと思はれ  
 る状況に向つて居るのである。  
 総同盟は、昭和二年、三年の両全国大会で  
 産業平和、争議統制方針を確立し実行され、  
 うとしていた。か、労働組合法案が議案提  
 出に至つたのは昭和恐慌下、総同盟の二の方  
 針が現実の場では川口支部に象徴される如く  
 全く逆の事態を惹起する。  
 全産業のみならず総同盟観は、二つ、一は総同盟  
 幹部にとつては不本意な争議、事態からの判



断であつた。しかし総同盟は昭和恐慌を経  
 社会局が期待した如くの「健全なる労働組合  
 とし、実力を獲得しつゝあつたのであつた。そ  
 れは才了章で確認されよう。

総同盟が期待した「労働組合法案」は二一  
 一には政府・資本家団体の総同盟観の相  
 違から結局資本家側の圧力で廃案になつた  
 もいふより根本的には法案を成立せし  
 める基盤が未だ未成熟であつたことに求められ  
 る。そこで次に団体協約の実態を検討する。

第二節 団体協約の実態

団体協約は法的保護がなく謂ゆる紳士協約  
 であつてその履行は當事者の誠意如何にあ  
 り、一方がこれを破棄しても法律的救済を求  
 めることゝなつてなかつた。

最初の事例としては、明治37年、神戸の  
 千軸木同業組合と軸木職工組合間のものがあ  
 げられるが、クローズド・シヨップは、明治43

合と協調し

表1 団体交渉権確認要求の労働争議

年	件数	年別	件数
大正 8 年	1	大正 14 年	1
9	1	15	4
10	25	昭和 2	7
11	1	3	7
12	2	4	6
13	2	5	11
		計	66

(出典) 協調会労働課『我が国における団体交渉及団体協約』

P.15 から作成。

と含)	策的	中心	12	か	運	その	あ
雇用	方向	に	年	再	動	の	つ
主	か	政	震	度	は	後	E
側	生	府	災	進	滞	団	
も	じて	内	以降	展	し	体	
健	また	にも	にな	する	団	交	
実	二	社会	る。	のは	体	渉	
な		局		大	協	権	
組		と		正	約	確	
						認	
						要	
						求	

争ひ月、政友会が秀英舎の築地活版所と契約  
 したのが最初である。  
 として労働組合の要求として団体交渉権の  
 とりあひなく、活版所運動となったのは大正  
 8年以降になる(表1)。その主要な争議として  
 は大正10年3月の足尾銅山争議における全日  
 本鉱夫総連合会(友愛会)の団体交渉権確認要  
 求があり、その後関西地方を中心に運動は高  
 揚する。その頂点同年7月の神戸三菱・川  
 崎両造船所争議であり、藤永田造船所争議で

危険な運動の侵入を阻止する

海上は別として総同盟が件数、人員共に圧倒的に多い。

その型態は①団体権を明文で確認しているもの、②明記はないが労働組合と団交するもの、③労働組合を基礎に工場委員会等を設置するもの、でありその工場内新組模組合名にについては協調会の調査がある(表3)。

昭和5年の全労働者数は4百80万人、団体協約下にある労働者数はその2%にすぎない、しかも9万8千人は海上労働者であり、陸上

表2 団体協約調査 (昭和5年8月末)

労働組合名	件数	人員
日本労働総同盟	21	4,350
純向上会	5	1,315
日本労働組合総連合	3	554
海員協会	2	11,000
日本実業総同盟	1	400
日本海員組合	5	87,000
全国労働組合同盟	1	50
其他	5	773
計	43	105,442

〔出典〕「労働経済」昭和6年1月 p.8

員は表2 (総同盟の調査)

傾向があった。まず大正13年9月純向上会と川北電気間に協約が成立する(注)。大正15年には海員組合と船主協会との間に、また東京製網と総同盟との協約が、大経営にも成立する(注)。昭和5年には、年における件数、人員

傾向があった。まず大正13年9月純向上会と川北電気間に協約が成立する(注)。大正15年には海員組合と船主協会との間に、また東京製網と総同盟との協約が、大経営にも成立する(注)。昭和5年には、年における件数、人員

表3. 団体協約の形態

会社及工場名	労働組合	人員	成立年月日
東京製鋼株式会社	日本労働総同盟	2,050	T.15. 2. 16
上條鑄工場	"	30	A.2. 10. 19
合資会社福治工場	"	22	A.2. 11. 30
浅見工場	"	16	A.3. 5. 20
滝沢工場	"	17	A.3. 9. 1
東京70-1工場	"	50	A.4. 4. 3
玉川水道株式会社	"	135	A.4. 5. 25
合資会社栗野電機製作所	純向上会	37	A.4. 9. 18
京者陽電機株式会社	"	500	T.13. 9. 8
山陽熱鉄鋼炭硬K.K.	"	600	A.4. 11. 25
大阪コル工業合資会社	"	40	A.5. 3. 13
東京織物株式会社	日本労働組合総連合	100	A.4. 11. 18
徳永硝子製造所	"	334	T.15. 9. 28
山村磁器工場	"	120	T.15. 12. 20
水野陶磁器工業組合	水野陶工組合	100	A.3. 3. 22
水野工場外81工場	水野労働総同盟	400	A.2. 1. 25
知多製糖業組合	知多中製糖職工組合	73	A.4. 3. 4
名古屋造船業組合	名古屋造船工組合	90	A.5. 1. 16
名古屋造船同業組合	全国労働組合同盟	50	A.5. 5. 31
山下鉛筆工場	"		
日魯漁業株式会社	日本海員組合		A.3. 4. 16
工船蟹漁業大産組合	"		A.3. 2. 17
合資会社禁呂商店	日本海員組合		A.3. 12. 10
灘竹村榊組	海員協会		A.3. 2. 17
瀬州西榊製造業組合	日本海員組合	100	A.5. 6. 24
瀬中陶磁工同業組合	日本労働総同盟	550	T.10. 9. 11
日魯	瀬中榊造業組合	80	T.11.
岡野電機製作所	日本労働総同盟	80	T.13. 8. 2
株式会社行政学会印刷所	"	150	A.2. 1. 23
日本船主協会	日本海員組合	87000	T.15. 12. 24
株式会社田中機械製作所	海員協会	11000	"
長谷川鉄工所	純向上会	135	T.15. 10. 1
神戸端式軸丸商同業組合	神戸港寸軸木工組合	40	A.3. 4. 27
		130	T.15. 5. 26

〔出典〕 協約会編「我國に於ける団体交渉及団体協約」 pp119-125  
 K製作

にあっては6千人で1.3%という率に達する。また協約工場も大工場は東京製鋼のみ中規模では京都電機K.K.山陽熱鉄炭硬K.K.があげられるにすぎず、その多くは中小零細規模に集中していった。二うーた70-1ストミョフの団体協約に村し、労働組合を排除した労働委員制度の方面は官管或いは民間の大工場、鋳山に広く普及していった。協調会が大正15年に実施した調査によれば、155事業場において設置され、内に

一、労働条件も扱うか、主として労資の感情	い、おれも産業平和、産業の発展を目的とし	場制度も委員会に転換したものの	(鉦山を中心に、友子組合、納屋制度、飯	ハ〇〇会役員会	(官管工場に多い)	口、懇談会	(その多くは大正10年前後の争議の影響)	イ、工場委員会又は工場協議会	この型態は三種類に令けられた。
				7		7		22	

労働委員会制度実施年度

表4.

	M.29	33	35	T.4	5	8	9	10	11	12	13	計
官管							8			30	3	41
公私	3	1	1	1	3	19	15	45	14	2	2	104
計	3	1	1	1	3	19	23	45	21	33	5	155

[出典] 協調会編『我国に於ける労働委員会制度』p.12

に よ る も の 22	13、 企業者側の 意向、 申し出	争議の影響で成立したものの	概要は次のとおりである。	する 協調会 の調査は、 その	表4)。 二の内、 36委員会に 関	11年 に か け て 設 置 数 が 多 い	年か、 民管では 大正8年 から	設置年度は、 官管では 大正12	か 実 施 中 で あ る と い う。 その
-----------------------------	----------------------------	---------------	--------------	--------------------------	-----------------------------	---	---------------------------	------------------------	---

協約締結を以て急進、その進歩性に着目され、才一次分裂後とは「え、総同盟を相手として」という性格をもつていった。東京製鋼の場合は、組合を公認して総同盟ないの介入を防止する注(3)に詳細)、会社側にとつてはより協調的に行

では団体協約においてその数、人員、協約の明文化等、他組合に比してすぐれた。総同盟の団体協約の実際はいかなるものかであったか。

団体協約は川北電機等に見られたように(一)

表5 産業別及包含従業員数表

産業	設置数	人員
染色工業	35	48,594
化学工業	4	1,700
鑛業	11	22,727
機械器具工業	23	30,265
雑特別工業	6	4,707
官営	9	5,417
公営	33	226,072
計	121	339,482

(出典) 協調会編『我国に於ける労働委員会制度』(大正15年) p. 6  
作成

の染色、鉦業、機械器、具工業、官営、公営、合計約34万人。一従業員あたりの規模、総人

員共に官営工場が圧倒

して、その特徴である。

の融合、諮問機関であり、決議機関或いは労働組合を背景とするものは共同印刷(その後)の交渉の勃発を機に(廃止)を要するにすぎない。包含する労働者数は民間

と云うのが実情であった。

表5

た(詳細は註(4))。か、同小倉工場に7"2"2"2"は総同盟の綿付工場となつて組織化が進んでいた評議会派の排除に成功してゐる。この東京製鋼の団体協約が総同盟の自負するものであり、後、産業報國運動への打撃に於いても特異は存在せぬ。二二では、組合法案前後の特徴について指通す。二二は、大正15年2月23日 団体協約覚書のとよか

覚書

かたはら。

大正15年2月23日

団体協約覚書のとよか

1. 東京製鋼株式会社従業員は原則として日本労働総同盟労働組合員たること  
 2. 東京製鋼株式会社は日本労働総同盟製鋼労働組合を公認し団体交渉権を認めらるること  
 3. 労資双方とも一切の労働条件の改善に關しては一般製鋼産業の條件を充分に考慮すること

4. 組合は不良組合員に對して其責任を負ふこと

5 会社は出来得る限り従業員を優遇し  
 組合は作業能率の増進に努めること  
 東京製綱株式会社 専務取締役  
 赤松 範一  
 日本労働総同盟関東同盟会 会長  
 松岡 駒吉  
 この覚書は 総同盟の協約の原型に在り  
 その具体的な運用は昭和3年11月に設置され  
 た労働条件協定委員会において2月滑に在り

協約当初の従業員側の回想からは、当時第  
 一労働組合を会社が公認するのと事態がいかに困  
 惑をもたらす程の進歩性をもつていたか伺われる。  
 佐々木直義「私はそれ以前に友愛  
 会の会員だったことがあり、今度には誰は  
 ほかるところなく組合運動のやれるのだから  
 非常に嬉しかった。或いは佐々木直義「それ  
 まだ労働組合はコハイものとはかり聞いに来  
 たので迷った。併し以前は組合に這入れば誠  
 にすると言ったものか今度には加入しなければ



誠たと言ふので、いっせいに、誠はいやだが  
 ら、組合に這入った。支那が出来てから、組  
 合を喜ばないで、誠の心配ばかりしてゐるもの  
 が、相当にあつた。と、いふた。発言には組合運動  
 とは、意固執だ、た一般従業員の様子がよくわ  
 かる。  
 また、協約がいかにならぬ組合へまゝと評議合  
 かり非難せん。その影響の大きき中で成止し  
 たかも、松岡の回想にせよと、いふ。  
 尤も心配であつた事は、當時の総同盟は全

体として、未だ完全なる一致を見ず、殊に、団体  
 協約が労働組合運動の正道なりとの確信を有  
 する同志の稀少であつて、兎もすれば、流  
 行思想の前に、自う卑下する傾向のあつた事だ  
 がある。従つて、会社従業員の中には、あつた綱領  
 を掲げて居る総同盟を公認するなど、云々小事  
 は、どうも、若へても、普通のニと、いふあり得ない。  
 何か裏面に隠された密約があるであらう、とい  
 へ、共産党等は、對立感情を以つてするもの、

宣傳と相俟つて、新様な考へ方が行はれた事  
 であり、  
 二、三、東京製網は、会社側から希冀の団  
 体交渉による工場運営のシステムを採用する。  
 その協約の運用にあつては、法的保証を欠  
 くため、労仲組合の指導者の人物がゆわれ  
 赤松専務もい、二の幹部によつて眞によ  
 く会社の業績や方針が理解され、は、これを  
 業員に徹底せしめるとは、決して困難事  
 はないと信じられた。たか、これはその後

労働条件協定委員会等によつて一層明瞭に實  
 證され、  
 製網労組は、労働条件等をさうに改善し  
 協約を有利に運用すため、同一産業の他工  
 場への才力が活動を開始す。昭和二年9月  
 東洋製網に村し、泉南地方を中心に宣伝、  
 年6月には、評議団を編成し要求書を提出する  
 118日間124名の模索をもつて、協約締結に  
 付至り、  
 織をもつて、総同盟を牽制する存在、結局他工

場の獲得はできなかつた。大工場への進出は	製鋼労組にして困難だった。しかも東京製鋼	は唯一の大工場であり、	中小零組工場、同業組合に集中したいたので	ある(表5)。	したがってその運用は事業主の反労働組合	的態度、恐慌下の経営の不安定さから、	製作所、千代田製靴株式会社を除けば、協約書は	あつてもあり、そのほか、	あつてもあり、そのほか、	恐慌から、	日中戦争にかかり
----------------------	----------------------	-------------	----------------------	---------	---------------------	--------------------	------------------------	--------------	--------------	-------	----------

表5 鉄同盟の団体協約確立工場

団体協約権確立工場	所在地	従業員数	締結年月日	備考
周吉電機株式会社	東京・品川	110	T.14.5	
同	東京・品川	1,000	T.15.2	
同	川崎市	300	"	
同	横濱市	330	"	
同	神奈川	669	"	
東京亜鉛板会社印刷工場	東京府荏原	48	T.15.11	
行直政舎工機製作所	大阪・北区	108	S.2.13	
大黒工機製作所	大阪・北区	45	S.2.3	
大栗工機製作所	大阪・此花区	80	T.14.6	
大栗工機製作所	大阪・此花区	100	T.13.11	
大栗工機製作所	大阪・此花区	50	T.15.4	
大栗工機製作所	大阪・淀川区	50	T.15.7	
大栗工機製作所	大阪・淀川区	50	S.2.1	
大栗工機製作所	大阪・港区	70	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	570	S.3.7	
大栗工機製作所	大阪・港区	525	T.13.3	
大栗工機製作所	大阪・港区	60	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	50	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	50	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	250	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	50	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	40	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	20	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	10	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	31	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	10	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	50	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	50	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	40	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	40	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	40	"	
大栗工機製作所	大阪・港区	180	S.4.12	
大栗工機製作所	大阪・港区	180	S.4.2	
大栗工機製作所	大阪・港区	140	S.4.6	
大栗工機製作所	大阪・港区	40	S.4.9	
大栗工機製作所	大阪・港区	40	S.5.3	
大栗工機製作所	大阪・港区	45	S.5.4	
大栗工機製作所	大阪・港区	98	S.6.5	
大栗工機製作所	大阪・港区	65	S.6.7	
大栗工機製作所	大阪・港区	48	S.6.7	
大栗工機製作所	大阪・港区	170	S.6.7	
大栗工機製作所	大阪・港区	20	S.6.7	
大栗工機製作所	大阪・港区	23	S.6.5	

〔備考〕所在地は旧名。従業員数は締結時。事實上団体交渉が行はれていない工場を含む。  
 〔出典〕昭和2年～昭和6年「各年度大会報告書」より作成

二の中、小零細工場における団体協約のあり方、  
 か、総同盟の運動方針、運動の実態を決定し  
 てゆくといつても過言ではない。  
 その検討は才三章にゆずることにする。  
 以上、組合法案を成立せしめうる基盤とし  
 て団体協約の実態、さうにその先導役を果た  
 した総同盟の協約についで検討した。  
 法的保証のない事情下には協約の運用もま  
 た工場主に有利ではあつたが、労働組合を

切排除するといふ温情主義を基盤とする労働  
 委員会制とは異質な近代性をもつたので  
 ある。総同盟と東京製鋼の団体協約はその意  
 味で現代の労資関係の源流であるといつてよ  
 い。  
 しかし、こゝに例はまれであり、団体協  
 約の基盤は全体的に狭小且つ、中小工場に集  
 中していったとか、労働組合法案をもつて  
 汎な運動をもつて獲得できなかった要因でも  
 あるう。いかに云はれは、この時点で総同盟と



Large empty grid for notes on page 164.

第二章

第一節

(1) この間 10年にわたる組合法案の概観

要については、西岡孝男「労働組合法案を

めぐる10年間」(「労働協会雑誌」No.59)を

参照したい。

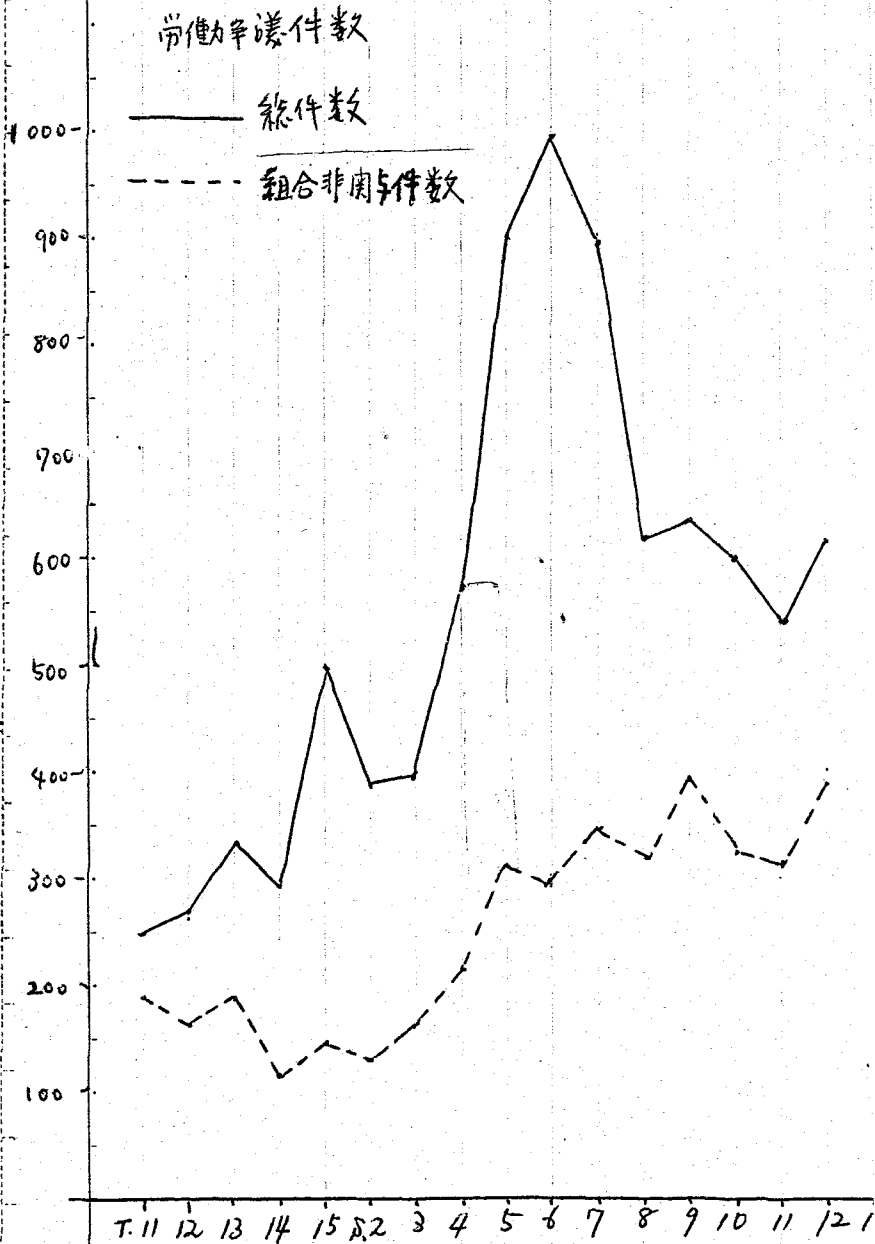
(2) 「工政」昭和3年2月号

(3) 「労働組合法案」(昭和4年12月社会局発表)

は「大阪朝日」(12月12日付)転載のを参照。

尚、法案をめぐり世論の動向、各界から

表1



(9) 新聞記事資料集成 労働編第三卷 p.558

〔出典〕昭和12年度労働運動年報 pp.440-1より作成

(8)	(7)	(6)	(5)	業団体の意見 に 附録 p.77	工業倶楽部調査課 日労働組合法案に 関する実	(4)	編第三卷 （新泉社） p.404   p.604 を参照した。	法案」の経過は 新聞記事資料集成 労働	の意見および諸団体の 動向など「労働組合
同上 p.70	同上 p.69	同上 <del>p.70</del> p.68	同上 p.80			一戸二郎「労働組合 法案に就て」（日本			

表3

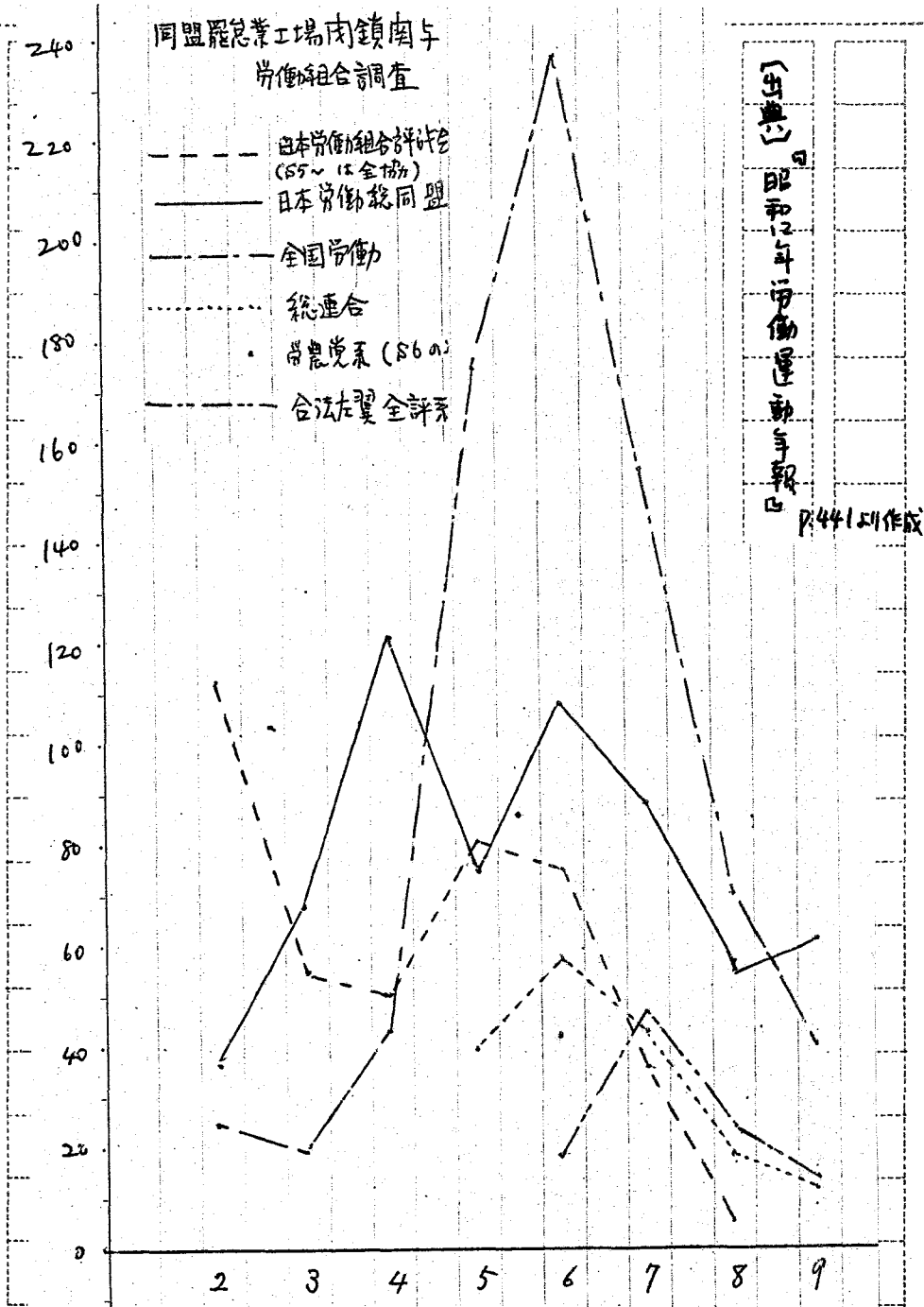
労働組合の種別件数

同盟 罷業	件数	同盟 総業	件数	工場内 鎖	件数
全国労働	143	総同盟	7	全国労働	26
労農党系	71	全国労働	6	総同盟	12
全協	68	全協	5	労農党系	12
総同盟	54	労農党系	4	全協	7
総連合	30	総連合	2	総連合	6

〔出典〕 社会局労働部「昭和五年労働運動年報」p11  
刊作成。

表2

同盟罷業工場内鎖と労働組合調査



(労働) 昭和五年労働運動年報 p.44 刊作成



(00) 社会局の参事会議における学者側意見  
 (一) 戸二郎「前掲文」p.67より引用。  
 (11) 労働団体中、海軍労働組合連盟、官業労働  
 総同盟、海員協会等には既成政党支持者  
 も多くあったが、この組合法案問題をめぐ  
 り、これは労働立法促進委員会の下、社  
 会民衆党支持団体となる。  
 (12) 全産連「設立趣意書」(東商資料)  
 (13) 以下の要約は「国情に適せざる労働組合  
 法案——日本工業倶楽部の意見」(新聞記

事資料某成 労働編 第三巻 p.573 - p.578 を参照した。  
 (14) 懇談会は本来労働者の会合とし、内相が設  
 置したものであり、資本家側の反対により  
 労働側は出席できなかった。席上、国は、  
 共済修養を目的とする組合を対象に制定す  
 ること、藤原は「純正協調主義の官業、  
 海軍労組、武相労働連盟、半ば協調主義の  
 海員組合、足尾銅山坑夫組合、純向上会、  
 グンコグループ組合(以上16万人)および工場委  
 員会に属する40万余を対象とするべしと主張

(21)	ニうした資本家側の実態以上とも思ふ
(20)	同右 p.209
(19)	同右 p.201 p.203
(18)	同右 p.188
	勅命を賜する会令における速記録である。
	法案研究に際し、工場委員会創設の實際の
	ものがある。引用部合は、工業倶楽部が同
	会創設を100人以上の工場、鉱山に強制する
	政一新会が作成した法案であり、工場委員
	員会法案とは昭和4年2月、政友会と寛

	「資本家側ニも二も組合法案と非難」(「神
	新聞」一月23日付)
(15)	会令に出席した小畑源之助は中小工業者
	を代表しこと述べ、発言する。「中小工業者
	は国家の起伏に因する中堅であり自衛階級
	である
(16)	東京鉄工組合の支部、川口鑄物業に於
	ける労働運動十年史 上 p.6
(17)	日本工業倶楽部調査課「産業委員会法案
	に付する意見並参考資料」 p.171 二の産業委

(22)

全協は行動綱領中「団体協約並に労働組

情を重んじた点は興味のあるところである  
連は米国の事情に關心を寄せ日本の実  
想としたのを知し日本の資本家、事業主

部「国情に適せざる労働組合法案」<sup>社説</sup>

我労働組合の弊害」の項要約（日本工業倶楽

乙能率はあからずし「先進国の苦き経験

夏を有する事業所では常に二々に悩まされ

し「組合に忠実となる。かゝる闘争的組合

労働組合への「恐怖」は英国の労働事情から

の教訓でもあった。

「英国の苦き経験——炭鉱夫罷業をはいめ英

国産業の労働組合のため支拂った犠牲は大

まじく、かゝる世界に冠絶した産業の弊害は

そのために今や没落——に對し、米国の産

業は労働組合の制肘を受くること少ないた

め能く其の弊害を来たしてゐる。労働組合

の力によつて労働者の雇用条件が改善する

こと等は、労働者をして雇主に忠実ならしめ

合確認の為の闘争」をあげていゝか。政府に付しては何う期待せしむ。闘争によつて完全な法案獲得をめぐす。具体的には政府案、合法組合（右翼、中内派）の案に付する批判と展開。

組合同盟は、団結権、罷業権、政治運動の自由等を確保する。「自主的労働組合法」を「不断の闘争」を通じて獲得する。これを原則として、政府案には概ね反対を表明。

(日) 昭和五年労働運動年報 p.116-117

(23) その詳細は「労働」昭和5年4月「昭和6年2月の該当記事」とりあふ参照されたい。

(24) 以上 西尾末廣、大塚と共に、また宇達謙蔵自叙傳には廃案の原因が資本家側の態度（労働者代表を視ると蛇蝎の如く）、南内にあつては江本、宇垣の反対が強硬であつたと記されてゐる（同書 p.254）

(25) 「労働組合法要求の意義」(「労働」昭和5年7.25)

才二節

(1) 国交権要求争議の結果が労働者にいかた

る影響を与えたか。大前朝郎・池田信日

本労働運動史論は、この川崎・三菱両造

船所争議を事例に鋭い分析を加えてゐる。

(2) 例えは「社会政策時報」才38号では永井

亨「大震災と社会政策」が次のように論じ

てゐる。

「二の危機に處する基本的政策は政治・経

(26) 労働 4月、p.2  
昭和5年1月、p.4

済・産業一切の社会の民主的改造を断行す  
 るの外何ものもなからうと思ふ。政治の民  
 主的改造によつて経済各階級間の利害調節  
 を計り、産業の民主的改造によつて産業門  
 系當事者間の協調平衡を圖らなければなら  
 ぬ。これが即ち社会政策を以て國策の基調  
 とするといふことである（『同時報』p.27）  
 (3) 成立経過は以下のとおりである。総同盟  
 の戦前主義（オ一次分裂前の総同盟）に悩まされ  
 た川北電機は、八木信一（当時官業労働総同

盟所属団体向上会の左傾に反対して純向上  
 会を組織（も知り、二二に総同盟駆逐の案  
 が立てられる。大正13年7月9日、大阪機  
 常働組合（総同盟所属）の160名を一挙に解  
 雇した上で、9月4日、純向上会に団交権  
 を付与し、総同盟など闘争的組合の侵入を  
 防止した。（社会局労働部）大正13年労働  
 運動年報 p.289  
 1 p.288  
 ）  
 また、山陽炭煙炭硬k.k.の場合も、全国大衆  
 党系の組織活動の影響を受けさせないため

昭和4年11月、純向上会と協約を結ぶ（協  
 洞会編曰 我国に於ける団体交渉及団体協約  
 p.142 コー—た例かうもかよように 団体協  
 約もまた戦間的、左翼的組合防止策として  
 の性格が強かつたのである。

(4) 東京製綱の協約は特殊事例である。その成立には、當時  
 の実業家にはみづれぬ進歩性をもつた赤松範一社  
 長の意向——労働運動の発展は当然、労働組  
 合を許容しこめと協力する——にあつた。したが  
 つて締結の初期にあつては、他の事業家からの非難

はもちろん、従業員をとり当惑させた程であつた。

(東京製綱労組曰 団体協約十年の序文)

(5) 協洞会編曰 我国に於ける労働委員会制度  
 p.2 | p.3

(6) 東京製綱小倉工場には共産派の悪産青年  
 同盟に属する10数名が組織化をはかつてお  
 り、総同盟鉄工組合小倉支部発会式もせま  
 づこいた大正14年4月8日、工場側は中心  
 人物4名を職首。と同時に今村等、光吉悦  
 心、三木沼訓のほか別の総同盟組織を結成し

動の様 牲者か 出るの で、 と水か 腹にし み	動が盛 んで、 あつた りて、 も二つ りて、 も組合 運	盟しな いのど 弱つた 。何し る川崎 は左翼 運	中西者 太郎「 麻綱は 幾う説 いとも 組合に 加	右 p.22 従業員 側も二 うした 回想か ある。	(9) 松岡 駒吉「 協約締 結時を 回想し て」(同	(8) 同 右 p.224	合司 団 体協約 十年は 昭和十 一年 p.221	(7) 団 体協約 十年を 語る「 (東京製 綱労働組	した かある 。
--	--	---	---	--	--	---------------------	--	--	----------------

工場側 は二水 を公認 した「 労働」 大正十 五年	5月 p.10 p.11 「 無産者 新聞」 大正十 五年4 月	17日 付「 二の時 期か最 も総同 盟本部 と評	議会を 対立し 担織格 大で衝 突して いた。	同無産 者新聞 は「最 近資本 家の脅 えた新 し	「戦術 は、罷 工した ら一担 降服し たと見 せ	かけを 心させ てかう 再び逆 襲、罷 工団の 始	束ゆめ 、他方 裏切り 者も以 て別の 団体を	組織と せ罷工 団に打 抗させ るとい う	か、左 右両派 の対立 は、 会社側 は有効 に利
--	--	---	--	---	---	---	--	--------------------------------------	---



るものたかう組合公認の裏には何かあると思つて容易に納得しなかつた（同右）

p.222 / p.223

(10) 赤松範一「組合公認に依る悪影響なし」  
（同右） p.4 / p.5

(11) 中小零細工場の典型、埼玉県川口町の鑄物工場に基礎をもつた東京鉄工川口支部の団体協約はあまり有効ではなかつたといふ、工場主、既成政

党、警察の結びつきが強く、中規模工場の

組織化は難かしく、協約工場はとりわけ経営規模小く不安定のため、工場主の態度は依然として主従観に立ち、労働条件改善の余裕がなかつた、多量なりとも協約の効果、運用がよくなつたのは満洲事変以降であつたといふ（当時の川口支部長、井原敏雄氏談）。

